

議員提出議案第5号

広報特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月12日提出

南相馬市議会議長 平田武様

| | | | |
|-----|----------|----|----|
| 提出者 | 南相馬市議会議員 | 渡部 | 一夫 |
| 賛成者 | 南相馬市議会議員 | 太田 | 淳一 |
| 〃 | 〃 | 今村 | 裕 |
| 〃 | 〃 | 鈴木 | 昌一 |
| 〃 | 〃 | 表 | 信司 |

提案理由

議会広報の発行を通じ議会に対する市民の理解と関心を深めるため、地方自治法第109条及び南相馬市委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものである。

議員提出議案第5号

広報特別委員会の設置について

南相馬市議会議長 平 田 武

令和4年12月12日

次のとおり広報特別委員会を設置する。

1. 委員会名称 広報特別委員会
2. 委 員 員 6名（各常任委員会から2名。ただし議長及び副議長を除く）
3. 付 議 事 件 南相馬市議会広報の編集・発行及びその他議会広報に関する事項についての調査・研究
4. 設 置 期 間 令和6年11月30日までとする。なお、本特別委員会は議会の閉会中も必要に応じ活動できるものとする。